

(表1) 平成12年度第1期公民館講座等募集要項

Table with columns: 講座 (Course), 内容 (Content), 期日 (Date), 曜日 (Day), 回数 (Sessions), 時間 (Time), 講師名 (Instructor), 定員 (Capacity), 負担金等 (Fees). It lists various courses like 'ボールペン字' (Ballpoint pen calligraphy), '郷土海老名を知るシリーズI' (Local history series), '中高年のハイキングA/B' (Senior hiking), 'ヨーロッパの歴史を探る' (Exploring European history), etc.

※会場は、中央公民館。ただし、③・④「中高年のハイキング」は初回のみ中央公民館。以降、2回目大浦谷方面・3回目高取山・4回目元箱根石仏群・5回目高麗山と湘南平へ現地集合となります。

# 職員定数5年間で5%削減

## ゆとりと活力 第3次行政改革大綱を策定

平成8年9月から「行財政運営の効率化」「時代に即応した執行体制の確立」および「市民参加と地方分権の推進」を基本的視点として推進してきた「海老名市新行政改革大綱」による推進期間が、この3月で終了しました。

これを受け、今回新たな視点から「海老名市第3次行政改革大綱」および「海老名市第3次行政改革大綱推進計画」を策定しました。

この大綱や推進計画は、①今後5年間で、消防職員を除く職員の定数を5%削減する計画としたこと

②経費の削減を図ることはもちろん、市民サービスのさらなる向上を目指したこと

③市民が委員である行政改革推進懇話会に公募委員を加えたことなどが特徴です。

この大綱を推進することにより、第3次総合計画の将来都市像である「ゆとりと活力のあるまちえびな」を目指し、市民福祉の向上を図り、民主的で公平かつ効率的な行政の実現と効果的な行財政運営に努めます。

### 行政改革の経過と今後の計画

Table with 3 columns: 件名 (Item Name), 今までの取組状況 (Current Status), これからの推進計画12~14年度 (Future Plan). It details the progress of administrative reforms from fiscal year 11 to 14, including budget cuts, staff reductions, and service improvements.

## 市民サービスの向上へ

### 行政のスリム化・推進懇話会委員を公募

市では、行政改革を推進するにあたり、懇話会委員を募集します。行政改革に関心をお持ちの方、是非この機会にご応募ください。

▽活動内容 ①市の行財政運営に在任の18歳以上の方で、平

日開催される会議への出席が可能な方(公務員など公職にある方)、市の他の審議会等の委員を5つ以上兼ねている方は応募できません) ②募集人員 2人以内(懇話会は今回募集委員を含め学識経験者等計14人以内の委員で組織されます) ③任期 平成15年3月までの3年間で

▽応募方法 ①おおよび②を提出(郵送可) ③所定の応募用紙あるいは任意の用紙に住所・氏名・年齢・職業・性別・電話番号を記入 ④レポート テーマ「行政改革について」「行政のスリム化について」のうちから1つを400~800字程度にまとめ

### 第1期公民館講座・市民教養大学

#### 幅広い分野から9科目開講

中央公民館では、平成12年度第1期公民館講座・市民教養大学を開催します(表1参照)。この公民館講座等は、知識の向上や技術の習得ができることから好評を得ています。

今回は、今後シリーズ化して取り組む「市民企画講座」郷土海老名を知る」をはじめとする、幅広い分野から9科目を用意しました。みなさんの趣向にあった講座を選びご応募ください。

▽申し込み方法 往復はがきに希望する科目番号・科目名・住所・氏名(ふりがな)・年齢・232・3231。中央公民館 ☎

## 海老名むかしはなし

### 第455話 江戸時代や明治初期の村人の金融

江戸時代や明治初期の海老名の人々は、金銭に困った時にどのような所から融通していたのかを、残された文書から見てみたい。

明治四年の「愛甲・大住・高座・鎌倉四郡百七か村在方質屋連名帳」(厚木市史・近世資料編2)によると、現在の海老名市域で当時金融を行っていたのは、合計十七カ寺四十三軒であった。これらの中には、江戸時代から続いているものも多かったと思われる。

文政八、九年(一八二五、二六)の頃、中新田村の質屋大坂屋では近隣の十二カ村に二十六軒の送り質屋(支店)を持ち、一カ年平均の質取金額は九百六十七両余であった。

質草は衣料が多かったようである。天明二年(一七八二)二月二十三日の夜、中野村で質屋を営む清五郎方の土蔵が破られて盗まれた質草は、黒らりめん小袖、加賀絹小袖・花色小袖・黒袖小袖・兜呂布羽織・ちよぶ絹紋付袴・棧留袴・茶袴・縞帯などであった。

前掲の連名帳にあるように、明治初期、海老名の多くの寺院は金融を行っていたが、この場合の金融とは、田畑を抵当にした祠堂金の貸付で、収入確保と救済の二つの性格を持っていたと思われる。

江戸時代、少なくとも中野村の妙泉寺、国分村の清水寺・国分寺・日月宮、中新田村の海源寺、河原口村の総持院、本郷村の寿閑寺では祠堂金貸付が行われていた。残された文書で見ると、貸付金額は一人当たり二朱から六十二両二分までであった。貸付の開始時期は多くの場合はっきりしないが、史料的に古いのは妙泉寺の安永年間(十八世紀後半)のものである。国分寺の場合は、境内の立木の売却代金三十五両二分を基金として、嘉永五年(一八五二)に始まったようである。

幕末には、藤沢の遊行寺、鎌倉の東慶寺、片瀬の龍口寺、江戸の寛永寺、信州の善光寺などから祠堂金を借りることが多くなる。

遊行寺の祠堂金は、少なくとも中河内・本郷・上今泉・門沢橋・下大谷の各村の人が借りていた。残存文書で見ると、借入金額は、安政四年(一八五七)に下大谷村で二百両、慶応元年(一八六五)に本郷村で百両を郷借したのを別格とすると、一人当たり一両から二十四両であった。明治五年の時点で、本郷村で遊行寺の祠堂金を借りている人は十四人であった。

東慶寺の祠堂金は、少なくとも上河内・国分・本郷の各村の人が借りていた。一人当たりの借入金額は、文久三年(一八六三)に上河内村の人(個人)が百二十五両を借りたのを別格とすると、五両から三十両であった。

また、信濃国善光寺の御霊屋修復金は、少なくとも中河内・杉久保・中野・門沢橋の各村の人々が借りていた。一人当たりの金額は五両から十五両で、羽鳥村(現藤沢市)の三賢家などが貸付の窓口になっていたようである。

借用証書の文面によると、祠堂金借用の理由は年貢の